

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第27号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和56年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示並びに様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示、追加条等並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（青少年健全育成協力員）</p> <p>第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、<u>条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。</u></p> <p>（1）次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。</p> <p>ア～オ 略</p> <p><u>カ 条例第12条の2第1項から第6項までに定めるインターネット利用環境</u></p> <p><u>キ 略</u></p> <p><u>ク 条例第18条から第21条の3までに定める青少年に対する不健全な行為</u></p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年<u>12月</u>鳥取県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（青少年健全育成協力員）</p> <p>第3条 条例第9条の2で定める<u>青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）は、次に掲げる活動を行う。</u></p> <p>（1）次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。</p> <p>ア～オ 略</p> <p><u>カ 略</u></p> <p><u>キ 条例第18条から第21条までに定める青少年に対する不健全な行為</u></p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>2及び3 略</p>

4 健全育成協力員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5～7 略

(フィルタリングの機能の基準)

第5条 条例第12条の2第1項の規則で定める基準は、次に掲げるもののいずれについても、文字、音声若しくは映像の全部又は一部の受信を防止することが選択できる機能を有するものであることとする。

(1) 全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わいせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を表現するものその他性欲を興奮させ若しくは刺激するもの

(2) 殺人、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備、実行行為の場面、手段又は経過を表現するものその他粗暴性若しくは残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるもの

(3) 自殺を賛美し、若しくは容認して自殺を勧め、若しくは唆し、自殺の手段若しくは方法を教示し、又は不特定多数の者に集団による自殺の相手方を募集するものその他自殺を誘発するおそれのあるもの

(改善事項報告書)

第6条 条例第12条の2第7項の改善事項報告書は、様式第2号のとおりとする。

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第7条 条例第12条の3第1項の規定による図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出は、様式第3号による設置届に様式第4号による自動販売機等管理者就任承諾書を添付して提出することにより行うものとする。

2 条例第12条の3第2項の規定による変更の届出は、様式第5号による変更届を提出して行うものとする。

3 条例第12条の3第2項の規定による廃止の届出は、様式第6号による廃止届を提出して行うものとする。

4 条例第12条の3第3項の規則で定める表示票は、様式第7号によるものとする。

5 条例第12条の3第5項の規定による表示票の再交

4 健全育成協力員の委嘱期間は、委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

5～7 略

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第5条 条例第12条の3第1項の規定による図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出は、様式第2号による設置届に様式第3号による自動販売機等管理者就任承諾書を添付して提出することにより行うものとする。

(1) 全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わいせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を表現するものその他性欲を興奮させ若しくは刺激するもの

(2) 殺人、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備、実行行為の場面、手段又は経過を表現するものその他粗暴性若しくは残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるもの

(3) 自殺を賛美し、若しくは容認して自殺を勧め、若しくは唆し、自殺の手段若しくは方法を教示し、又は不特定多数の者に集団による自殺の相手方を募集するものその他自殺を誘発するおそれのあるもの

(改善事項報告書)

第6条 条例第12条の2第7項の改善事項報告書は、様式第2号のとおりとする。

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第5条 条例第12条の3第1項の規定による図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出は、様式第2号による設置届に様式第3号による自動販売機等管理者就任承諾書を添付して提出することにより行うものとする。

2 条例第12条の3第2項の規定による変更の届出は、様式第4号による変更届を提出して行うものとする。

3 条例第12条の3第2項の規定による廃止の届出は、様式第5号による廃止届を提出して行うものとする。

4 条例第12条の3第3項の規則で定める表示票は、様式第6号によるものとする。

5 条例第12条の3第5項の規定による表示票の再交

<p>付の申請は、<u>様式第8号</u>による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。</p> <p>(有害図書類の指定の基準) <u>第8条</u> 略</p> <p>(有害図書類とする図書類の内容) <u>第9条</u> 略</p> <p>(自動販売機による利用カードの販売の届出) <u>第10条</u> 条例第17条の3第1項の規定による販売の届出は、<u>様式第9号</u>による販売届を提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第17条の3第2項の規定による変更の届出は、<u>様式第10号</u>による変更届を提出して行うものとする。</p> <p>3 条例第17条の3第2項の規定による廃止の届出は、<u>様式第11号</u>による廃止届を提出して行うものとする。</p> <p>4 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の3第3項の規則で定める表示票は、<u>様式第12号</u>によるものとする。</p> <p>5 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の3第5項の規定による表示票の再交付の申請は、<u>様式第13号</u>による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。</p> <p>(青少年でないことを確認する方法) <u>第11条</u> 略</p> <p>(質受け及び古物買受け等の制限) <u>第12条</u> 略</p> <p>(青少年の深夜営業施設への立入りの禁止の掲示) <u>第13条</u> 条例第21条の2第2項の掲示は、<u>様式第14号</u>によるものとする。</p> <p>(身分証明書) <u>第14条</u> 条例第22条第4項の証明書は、同条第1項に規定する職員にあっては<u>様式第15号</u>の、同条第2項又は第3項に規定する知事が指定した者にあっては<u>様式第16号</u>のとおりとする。</p> <p>(推奨等の要請) <u>第15条</u> 条例第23条の規定による推奨又は指定の要請</p>	<p>付の申請は、<u>様式第7号</u>による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。</p> <p>(有害図書類の指定の基準) <u>第6条</u> 略</p> <p>(有害図書類とする図書類の内容) <u>第7条</u> 略</p> <p>(自動販売機による利用カードの販売の届出) <u>第8条</u> 条例第17条の3第1項の規定による販売の届出は、<u>様式第8号</u>による販売届を提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第17条の3第2項の規定による変更の届出は、<u>様式第9号</u>による変更届を提出して行うものとする。</p> <p>3 条例第17条の3第2項の規定による廃止の届出は、<u>様式第10号</u>による廃止届を提出して行うものとする。</p> <p>4 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の3第3項の規則で定める表示票は、<u>様式第11号</u>によるものとする。</p> <p>5 条例第17条の3第3項において準用する条例第12条の3第5項の規定による表示票の再交付の申請は、<u>様式第12号</u>による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。</p> <p>(青少年でないことを確認する方法) <u>第9条</u> 略</p> <p>(質受け及び古物買受け等の制限) <u>第10条</u> 略</p> <p>(身分証明書) <u>第11条</u> 条例第22条第3項に規定する証明書は、同条第1項に規定する職員にあっては<u>様式第13号</u>の、同条第2項に規定する知事が指定した者にあっては<u>様式第14号</u>のとおりとする。</p> <p>(推奨等の要請) <u>第12条</u> 条例第23条の規定による推奨又は指定の要請</p>
---	---

は、様式第17号による要請書を提出して行うものとする。

様式第1号（第3条関係）

（表）

略

（裏）

鳥取県青少年健全育成条例（抜すい）

（青少年健全育成協力員）

第9条の2 知事は、県民の協力を得て青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るため、規則で定めるところにより、青少年健全育成協力員を置くことができる。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（抜すい）

（青少年健全育成協力員）

第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。

（1）次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。

ア 条例第11条第2項に定める興行の観覧

イ 条例第11条第3項に定める広告物の表示
又は頒布

ウ 条例第11条第4項に定めるがん具刃物類の販売、頒布、貸付け又は交換

エ 条例第11条の2第1項に定める図書類の陳列場所

オ 条例第12条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等による販売又は貸付け

カ 条例第12条の2第1項から第6項までに定めるインターネット利用環境

キ 条例第17条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等からの除去

ク 条例第18条から第21条の3までに定める青少年に対する不健全な行為

（2）条例に違反していると健全育成協力員が認める実態の把握を行ったときは、県へ報告すること。

（3）青少年の健全な育成に関して県、市町村その他関係機関との連絡調整を行うこと。

（4）その他青少年の健全な育成に関する活動

は、様式第15号による要請書を提出して行うものとする。

様式第1号（第3条関係）

（表）

略

（裏）

鳥取県青少年健全育成条例（抜すい）

（青少年健全育成協力員）

第9条の2 知事は、県民の協力を得て青少年の健全な育成に関する施策の推進を図るため、規則で定めるところにより、青少年健全育成協力員を置くことができる。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（抜すい）

（青少年健全育成協力員）

第3条 条例第9条の2で定める青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）は、次に掲げる活動を行う。

（1）次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。

ア 条例第11条第2項に定める興行の観覧

イ 条例第11条第3項に定める広告物の表示
又は頒布

ウ 条例第11条第4項に定めるがん具刃物類の販売、頒布、貸付け又は交換

エ 条例第11条の2第1項に定める図書類の陳列場所

オ 条例第12条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等による販売又は貸付け

カ 条例第17条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等からの除去

キ 条例第18条から第21条までに定める青少年に対する不健全な行為

（2）条例に違反していると健全育成協力員が認める実態の把握を行ったときは、県へ報告すること。

（3）青少年の健全な育成に関して県、市町村その他関係機関との連絡調整を行うこと。

（4）その他青少年の健全な育成に関する活動

を行うこと。

2 健全育成協力員は、前項の活動に当たって、
条例第11条の2第2項の規定による図書類の販
売等を業とする者に対する助言又は指導を行っ
てはならない。

3～5 略

6 健全育成協力員は、様式第1号による身分証
明書を携帯し、関係者の請求があるときは、こ
れを提示しなければならない。

7 略

を行うこと。

2 健全育成協力員は、前項の活動に当たって、
条例第11条の2第2項の規定による図書類の販
売等を業とする者に対する助言又は指導を行っ
てはならない。

3～5 略

6 健全育成協力員は、様式第1号による身分証
明書を携帯し、関係者の請求があるときは、こ
れを提示しなければならない。

7 略

様式第2号(第6条関係)

年 月 日	
職 氏 名 様	
住所	
氏名	
電話番号	
〔法人にあっては、主たる事 務所の所在地、名称、代表 者の氏名及び電話番号〕	
改善事項報告書	
鳥取県青少年健全育成条例第12条の2第7項の 規定により、下記のとおり報告します。	
年齢確認方法	
有害情報の閲覧 又は視聴防止方法	
改善に要する期間 及びその理由	

注

- 1 「年齢確認方法」欄は、鳥取県青少年健全育
成条例第12条の2第3項第2号の規定に該当す
る場合は、記入不要であること。
- 2 各欄とも、具体的に記入すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略するこ
とができる。

様式第3号(第7条関係)

(表)

略
注 略
添付書類

様式第2号(第5条関係)

(表)

略
注 略
添付書類

- 1 届出者及び自動販売機等管理者が個人（県外の者に限る。）であるときは、その住民票の写し
- 2 届出者及び自動販売機等管理者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
- 3 自動販売機等管理者の就任承諾書（様式第4号）
- 4 略
- 5 略

（裏）

略

様式第4号（第7条関係）

（表）

自動販売機等管理者の就任承諾書

略

注 略

鳥取県青少年健全育成条例(抜すい)

（有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止）

第17条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずるこ

1 届出者及び自動販売機等管理者の住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本）

2 自動販売機等管理者の就任承諾書（様式第2号）

3 略

4 略

（裏）

略

様式第3号（第5条関係）

（表）

自動販売機等管理者の就任承諾書

略

注 略

鳥取県青少年健全育成条例(抜すい)

（有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止）

第17条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずるこ

とができる。

6 知事は、前項の規定による命令に違反した者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

第6章 罰則

第26条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第5項又は第6項の規定による命令に違反した者

3 略

4 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第12条の2第8項又は第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかつた者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなかつた者

(3) 略

6～9 略

年 月 日

自動販売機等設置者

住所

氏名

様

住所

氏名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

注 略

(裏)

略

様式第5号(第7条関係)

略

注 略

添付書類

とができる。

6 知事は、前項の規定による命令に違反した者に対し、当該自動販売機等の撤去を命ずることができる。

(罰則)

第26条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第5項又は第6項の規定による命令に違反した者

3 略

4 第17条第4項の規定に違反して必要な措置をとらなかつた者は、50万円以下の罰金に処する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなかつた者

(3) 略

6～9 略

年 月 日

自動販売機等設置者

住所

氏名

様

住所

氏名

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号〕

注 略

(裏)

略

様式第4号(第5条関係)

略

注 略

添付書類

1 変更事項が届出者の住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）の変更であるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類

(1) 届出者が個人（県外の者に限る。）の場合 その変更後の住民票の写し

(2) 届出者が法人の場合 その変更後の当該法人の登記事項証明書

2 略

3 変更事項が自動販売機等管理者の変更であるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類及び就任承諾書（様式第2号）

(1) 自動販売機等管理者が個人（県外の者に限る。）の場合 その変更後の住民票の写し

(2) 自動販売機等管理者が法人の場合 その変更後の当該法人の登記事項証明書

4 自動販売機等管理者の住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）の変更であるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類

(1) 自動販売機等管理者が個人（県外の者に限る。）の場合 その変更後の住民票の写し

(2) 自動販売機等管理者が法人の場合 その変更後の当該法人の登記事項証明書

5 略

様式第6号（第7条関係） 略

様式第7号（第7条関係） 略

様式第8号（第7条関係） 略

様式第9号（第10条関係）

略

添付書類

1 届出者が個人（県外の者に限る。）である

1 変更事項が届出者の住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）の変更であるときは、変更後の住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本）

2 略

3 変更事項が自動販売機等管理者の変更であるときは変更後の自動販売機等管理者に係る住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本）及び就任承諾書（様式第2号）、自動販売機等管理者の住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）の変更であるときは、変更後の住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本）

4 略

様式第5号（第5条関係） 略

様式第6号（第5条関係） 略

様式第7号（第5条関係） 略

様式第8号（第8条関係）

略

添付書類

1 届出者の住民票の写し（法人にあっては、

ときは、その住民票の写し

2 届出者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書

3 略

4 略

注 略

様式第10号（第10条関係）

略

注 略

添付書類

1 変更事項が届出者の住所の変更であるときは、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類

(1) 届出者が個人（県外の者に限る。）の場合 その変更後の住民票の写し

(2) 届出者が法人の場合 その変更後の当該法人の登記事項証明書

2 及び 3 略

様式第11号（第10条関係） 略

様式第12号（第10条関係） 略

様式第13号（第10条関係） 略

様式第14号（第13条関係）

鳥取県青少年健全育成条例の定めるところにより、午後11時から翌日の日出時までの間、18歳未満の方の入場をお断り致します。
（保護者同伴でもお断り致します。）

注

1 縦20センチメートル、横40センチメートル以上とする。

2 縦書きとすることもできる。

様式第15号（第14条関係）

（表）

略

（裏）

鳥取県青少年健全育成条例（抜すい）
（立入調査等）

当該法人の登記簿の謄本）

2 略

3 略

注 略

様式第9号（第8条関係）

略

注 略

添付書類

1 変更事項が届出者の住所の変更であるときは、変更後の住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本）

2 及び 3 略

様式第10号（第8条関係） 略

様式第11号（第8条関係） 略

様式第12号（第8条関係） 略

様式第13号（第11条関係）

（表）

略

（裏）

鳥取県青少年健全育成条例（抜すい）
（立入調査等）

第22条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、営業を営む者、自動販売機等管理者その他の関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、営業所（第21条の2第1項各号に掲げる施設を除く。）その他の営業を営む場所若しくは自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

2 及び 3 略

4 前3項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第22条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を求め、又はその職員に、営業所その他の営業を営む場所若しくは自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、若しくは質問させることができる。

2 略

3 前2項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第16号（第14条関係）

（表）

第 号	
立 入 調 査 員 証 明 書	
略	所属 職名 氏名
上記の者は、鳥取県青少年健全育成条例第22条第2項又は第3項の規定により立入調査等を行う者であることを証する。	
年 月 日	
鳥取県知事	印

（裏）

鳥取県青少年健全育成条例（抜すい）
（立入調査等）
第22条 略

2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に、利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

3 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に、第21条の2第1項各号に掲げる施設の営業時間内に

様式第14号（第11条関係）

（表）

第 号	
立 入 調 査 員 証 明 書	
略	所属 職名 氏名
上記の者は、鳥取県青少年健全育成条例第22条第2項の規定により立入調査等を行う者であることを証する。	
年 月 日	
鳥取県知事	印

（裏）

鳥取県青少年健全育成条例（抜すい）
（立入調査等）
第22条 略

2 知事は、この条例の施行のため特に必要があると認めるときは、知事が指定した者に利用カードの自動販売機の設置場所に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

において当該施設に立ち入り、調査させ、又は質問させることができる。

4 前3項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第6章 罰則

第26条 略

2～7 略

8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1)及び(2) 略

(3) 第22条第2項又は3項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

9 略

様式第17号(第15条関係) 略

3 前2項の規定により立入調査等を行う職員又は知事が指定した者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第26条 略

2～7 略

8 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1)及び(2) 略

(3) 第22条第2項の規定による立ち入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

9 略

様式第15号(第12条関係) 略

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。